

11

令和7年

市議会 2月定例会議案
(その6)

静岡市

議 案 説 明

議案第118号 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第118号	静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	3

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「1 万4, 200円」を「1 万4, 500円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217円」に改め、同条第 4 項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12, 900円	13, 700円	14, 500円
分団長及び副分団長	11, 300円	12, 100円	12, 900円
部長、班長及び団員	9, 700円	10, 500円	11, 300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた静岡市消防団員等公務

災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。